

令和 5 年度決算概要について

1 被保険者について

府中市の人口は 2 6 万人前後で推移しているが、被保険者については、後期高齢者医療制度への移行及び社会保険の適用拡大に伴い、前年比約 2. 7 %の減となっている。

2 歳入について

国民健康保険税の税収については、被保険者数が減少し、課税対象の所得も減少したことから、決算額は令和 4 年度に比べ減額となった。しかし、各市区町村の医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて東京都に納付する国民健康保険事業費納付金が約 5 億 1 千万円の歳出増となったことなどから、これを補填するために、参考資料 3 にも記載がある法定外一般会計繰入金（赤字補填額）であるその他一般会計繰入金が増となったため、一般会計からの繰入金が約 4 5 億円と前年度から約 5 億 8 千万円の増となった。なお、歳入全体では、前年度から約 2 億 1 千万円の増となった。

3 歳出について

総務費について、保険証更新に要する経費、産前産後期間の国民健康保険税の免除に伴うシステム改修及び新庁舎移転に係る経費があったことから、前年度から増となった。

保険給付費では、高額療養費及び結核・精神医療給付金が増となり、出産育児諸費についても支給件数としては減少したものの出産育児一時金の支給額が増額となったことから増加した。減少となったのは、主に療養給付費や療養費であり、傷病手当金についても支給対象が令和 5 年 5 月 7 日以前に新型コロナウイルスに罹患した方であることから、大きく減少した。保険給付費全体としては、前年比約 1 億 4 千万円の減となった。

また、保健事業や保険税の過誤納還付金及び国庫・都支出金の返還に係る経費であるその他の支出においても減少となったが、上記、歳入にも記載した国民健康保険事業費納付金が、約 5 億 1 千万円の増額となったため、歳出全体では、前年度から約 3 億 1 千万円の増となった。

用語について

1 【歳入】

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 国庫支出金 | 東日本大震災により保険税及び一部負担金を減免した場合の国からの補助金 |
| (2) 都支出金 | 保険給付費等交付金及び都補助金 |
| (3) 繰入金 | 一般会計から国保特別会計への繰入金 |
| (4) 諸収入 | 保険税延滞金、第三者納付金や療養給付費返納金などの収入 |

2 【歳出】

- | | |
|----------------|--|
| (1) 総務費 | 関係職員の人件費、システムの使用料及び管理事務費等 |
| (2) 療養給付費 | 入院・入院外・歯科・薬剤等に係る費用 |
| (3) 療養費 | 補装具（コルセット等）、施術（柔道整復・はり・きゅう・マッサージ等）や海外療養費等に係る費用 |
| (4) 高額療養費 | 保険適用分の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に給付される費用 |
| (5) 移送費 | 重病での入院や、緊急転院などの移送費用（医師の指示が必要） |
| (6) 出産育児諸費 | 国民健康保険の加入者が出産した時に支給される費用 |
| (7) 葬祭諸費 | 国民健康保険の加入者が死亡した時に、葬祭を行った方に支給される費用 |
| (8) 結核・精神医療給付費 | 結核・精神等の疾病に係る本人負担額相当に対する給付金 |
| (9) 傷病手当金 | 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に係る費用 |
| (10) 事業費納付金 | 国民健康保険事業が平成 30 年度から東京都との共同運営となったため、医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて東京都が算定した額を納付する。 |
| (11) 保健事業費 | 特定健康診査や特定保健指導等に係る費用 |